

市営霊園空き区画整地業務 仕様書

市営霊園空き区画整地業務の内容等については、以下のとおりとし、併せて札幌市（以下「委託者」という。）と本業務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）との間に必要な事項を定める。

1 業務履行場所

札幌市清田区里塚468番地 里塚霊園
札幌市豊平区平岸5条15丁目 平岸霊園
札幌市西区平和387番地 手稲平和霊園

2 対象区画面数

里塚霊園 142区画

区画区分名称	区画面数
一般墓地 4 m ²	70区画
一般墓地 5 m ²	10区画
一般墓地 6 m ²	18区画
一般墓地 8 m ²	7区画
一般墓地 9 m ²	9区画
一般墓地 12 m ²	5区画
一般墓地 16 m ²	3区画
規制芝生 6 m ²	18区画
規制芝生 8 m ²	2区画
計	142区画

平岸霊園 108区画

区画区分名称	区画面数
一般墓地 3.30 m ²	81区画
一般墓地 4.95 m ²	15区画
一般墓地 6.60 m ²	4区画
一般墓地 9.90 m ²	3区画
一般墓地 13.20 m ²	5区画
計	108区画

手稲平和霊園 22区画

区画区分名称	区画面数
一般墓地 4 m ²	15区画
一般墓地 5 m ²	2区画

一般墓地	8 m ²	2 区画
一般墓地	9 m ²	1 区画
一般墓地	10 m ²	1 区画
一般墓地	16 m ²	1 区画
計		22 区画

3 業務実施期間

令和4年10月3日（月） ～ 令和4年12月30日（金）

4 業務内容

里塚霊園、平岸霊園及び手稻平和霊園のうち、別紙1及び別紙2により示す墓地の空き区画について、次に示すとおり土の入れ替え及び整地等を行うものである。

なお、別紙1の区画番号の色分けは次のとおりである。

青色…一般墓地（区画整地業務を行う対象区画の空き区画）

緑色…規制芝生墓地

(1) 一般墓地

ア 地盤面（以下「GL」という。）から60cmの深さまで掘削し、区画内のすべての土や雑木、石、コンクリ片、雑草等を取り除き、新たに火山灰をGLまで埋め戻す。また、陥没したり、雨・雪で火山灰が簡単に流れ出すことのないよう、整地・転圧を十分に行う。

イ 青色で示している区画のうち、見出し杭の打ち込んである区画については、掘削は見出し杭部分まで行い、埋戻し後は同じ位置に見出し杭を復旧する。

(2) 規制芝生墓地

ア 別紙図面緑色番号のうち規制芝生墓地については、元あった墓碑の建立部分をGLから60cmの深さまで掘削して取り除き、新たに火山灰をGLまで埋戻し、一般墓地同様整地・転圧を行う。

イ なお、6m²芝生墓地と8m²芝生墓地では建っていた墓碑の大きさが異なるので注意する（別紙3参照）。

(3) 共通

ア 業務履行により発生した掘削土、草木、石（自然石含む）、コンクリ片、ガラ等は受託者が適正に処分する（掘削土及び石については、委託者に処分先を報告すること）。

イ 整地完了後は、各区画に区画番号表示板（以下「表示板」という。）を設置する。表示板は委託者が支給する。支給する日については、受託者と協議の上決定する。設置した表示板は簡単に抜けないよう確実に差し込む。

5 作業時間・安全確保

作業時間は、原則として、月曜から金曜までの8時45分から17時15分までとする。ただし、作業の工程上、受託者が必要と認めた場合は、上記時間以外で作業を行うことが出来るものとするので、事前に受託者の了承を得ること。

なお、業務にあたっては、墓参者などへの安全を最優先して行うものとする。

また、やむを得ず掘削途中で業務を終了しなければならない場合は、事故等が起こらないようフェンスを設置する等、墓参者の安全確保に十分留意すること。

6 業務報告（中間及び完了）

業務期間中の作業状況確認のため、各区画の掘削前・後及び埋戻し後についてその都度写真撮影し、1週間の業務実施分を翌週初めに印刷物として提出し、業務完了後写真データをウイルスチェックした上で、CD-ROM（Windows 10で読み込めるもの）により委託者に提出する。

写真撮影及びデータ提出の際の注意事項は次のとおりとする。

- (1) 区画番号をボード等で明示して写真に写しこむ。
- (2) 提出するCD-ROMの写真データのファイル名には区画番号名を使用する。
- (3) 掘削前及び埋戻し後の各区画の撮影の際には、区画全体及び隣接墓碑等が判別できる構図で撮影する。また、埋戻し後の写真は、区画表示板を設置した後に撮影するものとする。
- (4) 掘削後の確認写真は、掘削した区画全体が写る構図とし、スケール等で掘削深度を確認できるよう撮影する。

7 完了届等

受託者は、当該業務を完了したときは、遅滞なく、完了届と上記6で定めたものを委託者に提出しなければならない。

8 環境への配慮

本業務の履行においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めなければならない。

- (1) ごみの減量及びリサイクルに努めること。
- (2) 使用する物品及び機材等は、できるだけ環境に配慮したものをを使用すること。
- (3) 業務上適用される環境関係法令を遵守すること。
- (4) 極力低公害車等、環境への負荷の少ない車両の使用及び運転をすること。
 - ア 急発進、急加速及び空ふかしをしないこと。
 - イ 適正な空気圧、経済速度で走行すること。
 - ウ 不要な荷物、道具類は積まないこと。
- (5) アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。
 - ア 駐停車して自動車を離れるときは、エンジンを止めること。
 - イ 長期間駐停車しているときは、エンジンを止めること。
 - ウ 必要以上の暖気運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。
- (6) 作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。

また、車を利用する場合は乗り合わせを行い、必要最小限に留めること。

9 諸法規の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、公害対策基本法、道路交通法等の諸法令を遵守し、

業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

10 作業に係る注意事項

- (1) 霊園内施設及び墓碑等に損害を与えないこと。
- (2) 霊園内施設若しくは墓碑等に損害又は異常がある場合は、適宜報告すること。
- (3) 業務上知り得た秘密については、他人に漏らさないこと。
- (4) 霊園来園者又は墓参者に対し、墓参の妨げや不快感を抱かせないよう十分配慮して業務を遂行すること。
- (5) 車は、霊園内の市道又は車の通行が可能な園路以外は走行しないこと。また、駐停車する際は、霊園来園者及び墓参者又はその他車両の通行の妨げとならないよう留意すること。
- (6) 霊園内には区画整地対象外の空き区画もあるので注意すること。

11 協議

業務内容に疑義が生じた場合又はその他業務上必要な事項がある場合は、委託者と受託者が協議のうえこれを決定するものとする。